

社会福祉法人榎原市手をつなぐ育成会 令和2年度 事業計画

はじめに

新型コロナウイルス感染症「以下、新型コロナという」は全国に急拡大し、4月7日には首都圏や近畿、福岡県に「緊急事態宣言」が発令されたほか、その後、全国に拡大し、千葉県や広島県では知的障害のある人が暮らす入所施設などでも感染が確認されました。

5月25日には全都道府県の緊急宣言が解除され、この間、奈良県内における新規感染判明者は、これまでの外出自粛への理解、事業者等の休業要請への協力により引き続き低水準にあります。

また、関係者の絶大な尽力によって、医療体制が維持されると共にその後の医療機関や福祉施設等における多発感染は起こっていませんが、新型コロナの全貌は明らかではなく、治療薬やワクチンの開発途中であることから、引き続き、感染拡大を起こさないためこれまで実行してきた基本的な感染防止の取り組みを推進してまいります。

ただ、知的・発達障がいのある人や子ども「以下、知的障がい児・者と云う」への支援として求められる取り組みなどを考えますと、先ず新型コロナの拡大防止には、一人ひとりの予防が大切であり、そのための分かりやすい情報提供が求められることから、障がい児・者にも分かりやすく、まとめられたものは非常に少ない状況にあります。

その中でも、一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会では、主に感染予防を重視したリーフレット「※末尾に添付（新型コロナウイルスにかからないようにするために）参照」を作成されましたので、これを大いに活用した支援を行い、**新型コロナウイルスをやっつけろ！**「絶対に感染しない！感染させない！」をキャッチフレーズとして、この取り組みは

- ◇ ご自身を守るため。
- ◇ 愛する家族を守るため。
- ◇ 大切な人を守るため。
- ◇ 私たちの職場や生活する社会を守るため。

であることをお互いに確り認識しつつ支援し、運営して参ります。

この、新型コロナへの対応は、前例のない手探りの状況が長く続くことが予想されることから、利用者のニーズや意見を踏まえ、まずは、一人ひとりが感染拡大防止を徹底した上で、利用者本人を中心に皆で力を合わせて、この難局を乗り越えたいと思います。

法人は、今年7月で創設から19年目になりますが、障がいのある方

の地域の中での暮らしを積極的に支援すること。サービスを提供する側の事情優先ではなく、障がいのある方やご家族の立場で考え行動すること、障がいのある方一人ひとりの権利擁護、人権尊重を大切にすることを意識しながら、今後の展望するビジョンづくり、組織および運営財政基盤の充実強化などに努めてまいります。

私たちのこうした活動が、地域の人々や世論の理解と共感を得て障がい児・者一人ひとりが自身の存在の価値を実感し、様々な人と共に支えあいながら生きていくことの喜びを分かち合える社会や、生活実現への一歩になることを信じ、法人組織が一体となって事業・活動を推進するため、ここに令和2年度事業計画を定め、知的・発達障がい児・者の福祉の向上に一層努力する所存であります。

実施計画

1. 法人本部

(1) サービスの質の向上（信頼と安心のサービス）

令和元年度に引き続き、法人理念に基づいた支援体制の確立は継続した目標であります。職員意識の統一が、確実に実践や成果につながる体制を目指します。

重点目標としては、

- ① 多動や他傷性のある重度障がい児・者などで、危険を防止するための対応や支援の必要な重度利用者にとっては、支援方法や体制について、十分な配慮と検討を行う。
- ② 就労継続支援（A/B型）・就労移行支援の取り組みを通して、障害者の就労の方向性について検討する。
- ③ グループホームや居宅サービス等、障がい者の生活全般について検討や相談事業の強化等、今後の支援の方向性を纏める。
- ④ 青色防犯パトロール隊の活動を継続しながら、更なる地域貢献活動として、地域住民のニーズや意向を把握しながら、プラスワンの新たな貢献を推進するなど、活動を強化する。
- ⑤ 首都圏直下型地震や南海トラフ・火山の噴火などの大災害の発生の懸念が指摘される中、利用者の安心、安全の確保と事業の継続について万全の対策を講じる。また、市町村の防災計画と連動した災害時の支援・応援・体制を構築する。

(2) 財務基盤の安定化

利用者へのサービス提供基盤をより強固にするためには、財政の安定など、利用者の安心感が得られる充実した環境づくりが重要である。

これまで、通所者やグループホーム体験利用者への利用促進への様々な角度からの働きかけ等により、また、児童発達支援事業・放課後等デイサービスの積極的な展開により、同事業での利用者の増加に伴って、デイケアの利用者も増加した結果、給付費の伸びが前年度比で、平成22年度（8%）であったのが、平成23年度（20%）24年度（29%）25年度（21%）平成26年度（17%）27年度（20%）28年度（11%）29年度（10%）30年度は（20%）、令和元年度は（11%）と云った状況にあります。

これに対し、人件費は、ここ4年間は、収入のほぼ60%前後で推移するなど、適切な水準に収まっております。

昨年度においては、連休明けの同年5月7日からスタートした「なら子ども発達支援センターふぁ～す」が本年1月1日から利用定員数をそれまでの43名から、50名となり、本年度は、更なる収入の上積みが期待されます。

今後共、これらの事業拡大を図りながら、介護給付費等の増収を図り、安定的な事業運営の持続及びコストマネジメントの徹底と創意工夫につとめ、更なる財務基盤の安定のため、全役職員が一丸となって取り組みます。

（3）有能な人材確保と育成

法人理念を基本とした新人、中堅職員の育成はもとより、法人運営の中核となる職員や、施設長等の高齢化に伴う次世代リーダーの育成は急務であります。

事業部門別諸会議の運営の中心を役職とし、本部で会議を重ねることで、法人の理念経営への意識を高めます。

人材の育成は、今後の法人経営の方向性を示す重要なことから、当該職員の人材育成、配置はこの2～3か年間をかけて準備する。

先の報酬改定でも示されたように、良質な人材の確保と障害福祉サービスの質の向上を促す観点から福祉専門職の配置割合が高い事業所を評価できる新たな区分を創設するなどの見直し措置が図られました。

障がい者福祉のスペシャリストとして、時代と社会のニーズに対応できる人材がこれまで以上に求められることから、業務への取り組み意識を改革し、職員の資質の向上を図るため、人材育成を目的

とした研修等を引き続き実施します。

(4) 人事制度・法人の組織強化

(活力と持続的発展性のある組織づくり)

各事業所の利用者の円滑な支援に向けて、これまで同様に適正な人の配置ができるよう法人の更なる組織強化を進める。

適正な人員配置、組織については、運営会議で検討し、理事会・評議員会に提案する。

また、少子高齢化に伴う障がい福祉制度の変革を見すえて、福祉人材の確保が難しくなる状況を勘案した人員確保の方策を明確にした経営モデルを構築する。

人事制度については、考課を昇、降任に反映するため、法人としての人事情報管理を開始し、給与表の見直しを行う。

職員は自覚して自己啓発をし、上司は責任を持って部下を育成する風土を醸成し、利用者への最良の支援を実現する。

(5) 働きかた改革「働きやすい職場づくり」

介護など福祉業界は、離職率が高く人材確保が困難と云われていますが、当法人では、児童分野は定着率が好調であります。特に、生活介護事業所においては、離職者が続いたこともありました。

過去の経験を活かし、長時間労働や・メンタル不調の防止を図り、安心・安全な職場として職員の定着と業務のベストパフォーマンスが発揮できる職場環境を目指し、先ず、取り組んだのが「NO残業」でした。

職員に「定時には、パソコンの電源を落として」定時に退社すること。遅くとも、定時から30分以内には、完全退社するように徹底しました。

それでも、残業を余儀なくなった場合には

- ① 残業する仕事の計画を立てる
- ② 作業時間を決めて承認を受ける
- ③ 無駄をなくし、時間を厳守する

ことを条件として、上司の伺いを立てるよう指示し、既に、その旨を各事業所に掲示しているところでもあります。

(6) 事業の進捗状況の点検把握と改善。

それぞれの事業の着実な実現に向け、その推進状況を評価するた

め、今後の目指すべき姿を示した指標を設定し、その進行や達成状況等について点検を行い、進捗状況の把握に努め、現状と課題、今後の方向性について適切な指導あるいは指示をこまめに行い改善につとめます。

(7) 法令遵守及び苦情解決のしくみと危機管理体制の整備

福祉サービス利用者の適切なサービス利用及び権利擁護を目的に、事業者として、常にその提供する障害福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めるため、その仕組みにおいて、社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を促進してまいります。

併せて、法人、組織体制の点検を行い、運営を確固たるものとするため危機管理体制を整備・確立し、利用者から信頼され、安心される体制を構築します。

また、障害者の人権を対象としたすべての方々の人権を擁護するとともに、個人情報の保護を含むコンプライアンスの遵守を徹底的に実行します。

更には、東日本大震災より9年が経過しましたが、来るべき東南海地震や首都直下型地震等への防備として、災害時の要援護者への支援の在り方や、地域の防災対策における施設・事業所の福祉避難所としての在り方等について引き続き検討を行うとともに、大規模災害に備え、過日、檀原市と法人との間で、当法人の生活介護事業所（檀原市福祉作業所）と（自立支援センターかしはら）の2施設を檀原市民間福祉施設避難所として「災害発生時に民間福祉施設等が行うよう配慮者の受け入れ協力に関する協定書」を締結したところであります。

引き続き、昨年5月に移転した福祉型児童発達支援センター「なら子ども発達支援センターふぁ〜すと」を災害発生時に民間福祉施設等が行うよう配慮者の受け入れ協力施設として、檀原市との協定締結を行い平時からの防災体制及び災害発生時の効果的な支援体制の強化構築を目指します。

(8) 地域社会への貢献（地域住民や関係機関・団体等との連携の促進強化。）

既に実施しています「青色防犯パトロール隊」の活動を手始めに、地域に根ざした開かれた法人施設として、今後とも地域住民との良好な関係や、関係団体・機関、その他社会資源などとも密接に

連携し、相互の信頼と協力により、所期の目的達成に努める所存です。

2. 各事業について

「補足資料：別表・現状と課題、今後の方向性」参照

(1) 生活介護事業所「檀原市福祉作業所」

利用者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう排泄及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な支援を適切かつ効果的に行うことを本事業の基本としています。

支援については、ケアマネジメントの手法を用いて、個別支援計画に基づき適切な支援ができるようにするため、引き続き必要な社会資源の開拓と創出の取り組みをまいります。

そのため必要な活動として

- ① 利用者本人の日常生活に必要な社会関係を身につけるため地域の人々と積極的に交流を図る取り組みを行い、障がい特性に応じて、就労継続（B型）支援事業所「かしはらワークス」「以下B型作業所という」の出張先で活用のある「ゆうゆ～今井」を活用して、文化活動や創作活動を行うなど地域社会につながる活動をおこないます。
- ② 自己決定をする力を身につけるため、表現の手法と生活の中の「選択肢」を可能な限り多く準備し、本人に必要な援助が適切に行えるようにします。
- ③ 利用者本人の日中活動が、本人にとって出来るだけ適切な活動の場とするために、地域社会あるいは社会資源との連携を図るなど、様々な活動の場を拡大していきます。
- ④ 障がい特性を十分に把握し、無理のない個別支援や課題の酷似したグループ単位の支援を原則として、作業所外の活動を積極的にとりいれます。具体的には、本人のニーズと適正を軸に、障がい特性に応じた班編成とし、それぞれ主な支援や活動の重点を設定致します。
- ⑤ 更には、アルミ缶や古紙等リサイクル品の回収作業を通じて地域との交流、啓発を図り、園芸・農作業などの野外活動や軽作業・創作的活動を積極的に、バランスよく取り入れるなど幅広い活動を通じて最低限の生活スキルの習慣をめざします。
- ⑥ また、地域での活動は、地域での夏祭りなどの行事やイベン

ト参加や、県スポーツ協会主催の「ゆうあいボーリング大会」「県障がい者スポーツ大会」などに参加できるようにメンバー全員が取り組んで参ります。

- ⑦ 社会貢献活動・公益事業に位置づけ実施しております「青色防犯パトロール」を引き続き、職員と利用者と共に日中活動の中で鋭意取り組んでいく。

等々を支援の基軸においた活動をおこないます。

(1) の 1：榎原市福祉作業所の建設計画について「別添：通知書参照」

現在、生活介護事業「榎原市福祉作業所」として、榎原市から有償で借用しております榎原市小房町 11 番 1 号榎原市中央公民館 1 階の一部については、予てから榎原市からは、同公民館は建築から 48 年を経過しており、施設、設備の老朽化や耐震性能不足から公民館の機能の一部を令和 3 年度に旧水道局庁舎に移転させる計画を進めており、そのため同建物を取り壊す必要があるとの考えから、令和 3 年 3 月 31 日までに本物件の明け渡しを求められ、文書で通知されたところであります。

そこで、知的障がいのある方々の日中活動の拠点として、1986 年「昭和 61 年」から使用させて頂いてきました作業所も、このような事由から明け渡し止む無きに至りました。

早速、建設候補用地取得に奔走して参っておりますが、今回の新型コロナウイルスの事態からその作業も進展することなく、今日に至っておりますが、早急に用地を確保し、建設計画により、理事会・評議員会の承認を受け着手したい所存であります。

ただ、この時期に用地を取得出来たとしても、年度末「令和 3 年 3 月 31 日」までに完成させることは、極めて困難な局面であることから、場合によっては、明け渡しの時期の猶予を市長にお願いすることも検討したいと考えるところであります。

(1) の 2：西和地区における生活介護事業所設置について

当法人の放課後等デイサービス事業のうち、西和地域上牧町に展開のファミリーサポートせいわ「大地」並びに同「大地の森」については、定員を遥かにオーバーしており、その殆どが、香芝市・上牧町を中心とする奈良県立西和養護学校の児童・生徒であり、卒業後の進路についても 8 割が生活介護事業の利用を希望されております。

ファミリーサポートせいわ「大地」と「大地の森」の利用者の殆

どが、卒業後の進路として、この西和地区に当法人の生活介護事業所が有れば、そのまま通所出来るのにとの希望と期待をもたれておりますが、現時点では、残念ながら実現しておりません。

ただ、昨年からの本年度6～7月を目途に、ファミリーサポートせいわ「大地の森」に多機能事業所として入れるべく、施設基準を満たすために、消防法の観点から基準を満たすための工事等を施行し西和消防署からの指導により、設備的には基準をクリアしたものの、如何しても詰めることの困難な課題が1～2点残っており、このままだと、本年度中の事業指定は困難なように思われます。

場合によっては、原点に戻り、他の場所に新築する計画を講じるか、それとも、当分の間は賃貸物件により年度内に事業指定を受けて事業開始するか再検討を行う必要があります。

(2) かしはらワークス「多機能事業所(就労移行支援)(就労継続支援A型/雇用手型・B型/被雇用手型)」

引き続き、一般企業等に雇用される事が困難な障がいのある人に対し、就労するにあたって必要な知識や能力の向上を図り実習や職場探しを通じて、企業などへの雇用を目指した支援を行います。

また、発達障がい児の卒業後の進路、受け皿となる活動の場、特に比較的軽度の方の就労等に向けた事業や活動の場を創設展開する事が喫緊の課題であります。

就労継続支援A型事業といたしましては、令和元年5月開設予定の樫原市古川町「なら子ども発達支援センターふぁ〜すと」の給食センターは、現在業者委託しておりますが、本年12月から法人直営にする予定であり、給食・弁当事業として、利用者を配置し本格的に始動、取り組んでまいります。

就労継続支援B型事業といたしましては、ミニレストランまぶる、ゆうゆ〜今井、おかし工房実ん都にて、ホールでの配膳や、厨房での仕込み、自家製燻製商品の作成、組紐商品作り等を行っております。また、屋外の活動としてクロネコヤマトDM便の配達を引き続き行います。

就労移行支援事業での活動といたしましては、本年3月に1名の利用者を受け入れ、来春にも養護学校の卒業生を迎えることから、新たな受け皿として「たこ焼き屋」の事業を開始開店すべく鋭意準備しており、保健所の許可が下り次第事業開始する所存であります。

このように、来年度も利用者増が予想される事から、放課後等デイサービスとの連携の強化を行い、養護学校高等部2・3年生に進級される方々の職場実習や職場体験を積極的に受ける事により、来春卒業生を受ける素地を作ってまいります。

また、活動内容のさらなる充実を進める為、かしはらワークスで作成した燻製商品、組紐商品のインターネット販売、道の駅での販売等、販路拡大に重点を置き、多くの方々から存在を認められるような取り組みを行います。

地域との交流といたしましては、青色防犯パトロールとして安全で安心して暮らせる地域社会の実現の為に活動を行うと共に人の役に立つことへの喜びを実感できる事業所にしてまいります。

(3) 共同生活援助事業

(グループホームきらめき・あすか・うねび)

障がいのある方の自立した生活や、施設や自宅から地域生活への移行に対応するためのステップとして事業展開しています
グループホームきらめき「以下(GHという。)のきめ細かな支援は、利用者の充実した生活を保障しており、益々、その重要性を感じております。

1 昨年設置いたしました3つ目の女性専用のGH「うねび」は、併設型として同年8月1日より運営を開始し、4名の利用者として「ショート」一床を加えて順調な滑りだしを見せております。

GH全体の入居数を見ますと、きらめき5名・あすか5名うねび4名の14名、加えて短期入所(ショート)一床を合わせて定員16名となっております。

加えて、GH「うねび」は、体験部屋を別途一室設け入居者が帰省される予定日に合わせて体験利用ができるように工夫と改善をし、引き続き制度の活用をしてまいります。

障害者総合支援法では、GHは、入所施設と異なり、障がい者の地域生活を支える上で最も重要な住まいとして位置付けており、利用者のニーズに沿って、今後とも積極的に設置をすすめていくこととします。

ただ、現在の5人の入居者に対して2名の世話人を配置するグループホームは、県内にも県外にも例のない極めて手厚い配置のホームでもあり、障がいの重い方でも自立生活ができるような体制であることから、親御さんからは安心のできるグループホームとして、信頼されておりますが、人件費等の運営面での課題がここきての

しかかってきており、体制の見直しを含めて本年度中にも再検討に迫られております。

(4) 福祉型児童発達支援センター

なら子ども発達支援センターふぁ〜すと

昨年5月に、橿原市古川町に新築移転し1年余りを経過しましたが「福祉型児童発達支援センター」に格上げ直後から、奈良県障害者総合支援センターのドクターからの紹介、橿原市内は勿論のこと、香芝市や大和高田市・大和郡山市・田原本町など15市町からの利用者周辺の市町村行政・相談支援事業者からの問い合わせ、同じ子供を持つ親御さんからの口コミなどにより、次第に浸透して、療育を希望する未就学児の施設見学や利用契約が、相次ぎました。

そのなかでも「毎日通園」の希望者が増えてきたことから、本年1月に定員を50名に増やし、療育場所についても、交流センターを便宜的に使用するなど配慮しておりますが、現在の利用契約者数は、115名と増加しております。

今後新型コロナウイルスが終息するにしたがって、相談や施設見学並びに契約申し込みの増えることは間違いのない状況になってきております。

このことから、専門分野からの療育をする集団事業部署、つまり、作業療法士や言語聴覚士・公認心理士などの機能訓練担当職員を中心とした機能訓練を行う専門部署を別に設置する方向を検討したいと思います。

本年度も未就学児の本格的な療育センターとして発展充実させ、新たな「福祉型児童発達支援センター」へと繋げて行くためにも、また、名実ともに中南和の療育拠点として認知されるよう鋭意努力を重ねて参る所存であります。

(5) 児童発達支援事業並びに放課後等デイサービス事業

「ファミリーサポートかしはら (太陽)」

「ファミリーサポートこおりやま (宇宙)」

「ファミリーサポートせいわ (大地)」

「ファミリーサポートかしはら (大海)」

「ファミリーサポートかしはら (銀河)」

「ファミリーサポートかしはら (大河)」

「ファミリーサポートせいわ（^{だいち}^{もり}大地の森）」

「ファミリーサポートかしはら（はやぶさ）」

この事業は「障がい児が日常生活における基本動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行う」としており、成長期の児童・生徒における早期教育・早期療育支援の立場から、お母さんの就労という家族支援の観点からも、最も重要なサービスであります。

また、当法人の展開する居宅介護等事業「デイケアセンターかしはら」の利用者として、更には、卒業後の進路として、当法人の生活介護事業や就労系支援を選んで貰えることも、この事業の目的の一つでもあります。

また、法人事業収入全体の約65%前後を占めるまでに至り、法人事業躍進の原動力にも成長しております。

この事業は、事業開始直後から利用者が急激に増加し、今では、利用者が、特別支援学校4校、加えて、奈良市、生駒市、宇陀市・奥吉野、東吉野を除く、地域の小・中学校の特別支援学級の児童生徒、更には、就学前児通園施設「奈良県リハビリセンターのわかき愛育園」「かしのき園（橿原市）、仔鹿園（奈良市）」等を卒園して小学校へ進学して放課後等デイサービスへの利用契約が徐々に増加しつつあって、8事業所の契約者数は、現在255名「内訳：たいよう28名・^{そら}宇宙38名・^{だいち}大地48名・^{うみ}大海24名・銀河33名・大河31名・大地の森31名・はやぶさ22名」と推移しております。

本年度は、新型コロナウイルス感染防止に最大限気配りしながら魅力ある活動メニューを示し、充実した放課後の支援により、更なる利用者の増加と増収に務めて参ります。

(6) 居宅介護等事業「デイケアセンターかしはら」

本事業は、障害のある方の休日や長期休暇等における本人の活動の幅を広げるための余暇活動等を支援する観点から、平成19年11月事業開始し、令和2年3月末で13年6か月になります。

利用者への積極的な情報提供の観点から、毎月企画発行するイベント情報も、二階堂養護学校、西和養護学校の協力で全校児童生徒に、大淀養護学校在学中の利用者には、毎月その都度ご本人に手渡し、それに、地域の小・中学校の各特別支援学級の児童・生徒に配布し、本年4月で、発行回数も150回（月）を重ねるに至りました。

た。

その結果、学校側の理解と協力により、くち込みや積極的な広報活動の成果もあってか、利用申し込みが、右肩上がりに増加してきており、現契約者数も257名となり、昨今では、休日等には利用者の数が50～60名になることもあります。

益々、余暇活動支援の重要性を実感すると共に、児童発達支援事業並びに放課後等デイサービスと合わせて、法人の介護収入の約17%を占めるに至っており、法人の健全な運営を支えている大きな収入源の一つとなっていることも事実であります。

今後ともこの事業の重要性に鑑み、重度者への対応を含め、サービスの目的・内容に則した良質なサービスを提供することが重要であり、障がい特性へのきめ細かな配慮や対応など、職員、ヘルパー各人がその支援ニーズによる個別支援計画に基づき適切な支援活動ができるように、直接処遇等の職員研修を行うなど、あらゆる機会を捉えて、援助技術の向上に努めてまいります。

(7) 指定「一般・特定・障害児」相談支援事業（障がい児・者相談支援センターなら）現在、契約者数「389名」

相談支援事業は、障がい児・者の自立した生活を支えていくため、利用者の抱えるニーズや、課題にきめ細かく対応するとともに、必要な情報の提供や助言等を行い、様々な地域の資源や、契約制度のもとで、障がい福祉サービスを組み合わせて利用することを継続的に支援していくことでもあります。

また、個々の利用者への支援を通じて明らかになった地域課題への対応について、地域全体で、サービス提供事業者などと連携して検討し、支援体制を整えて行くことが必要であります。

この事業は、障がい福祉サービスを利用する際に、市町村においてサービスの種類と支給量を決定しますが、この際に、サービス利用計画案を作成して、市町村に提出し、これに基づいて市町村がサービス支給量を決定します。

その後、サービス担当者会議等を経て、サービス等利用計画が作成され、個別支援計画に基づきサービスが提供され、途中でモニタリングを行い、見直しをしていくプロセスを繰り返すことにより、本人のニーズに基づいた本人中心の質の高い支援やサービスが受けられるとされています。

この制度は、平成24年4月から全障がい・者に適用実施するとしていますが、檜原市のように市の要綱でその上限を決めており、障

がいの状況や特性等から必要性があっても、それ以上は何としても支給しないと云う市町村もあります。

- 障害のある人やご家族が希望する生活の実現、目標の達成に向けて作成する。
- 計画には、ご本人の希望や目標、支援方針、利用するサービスなどを記載する。

と云うこのサービス等利用計画作成の趣旨や、重要性、必要性を尊重していない行政もあります。

その一方で、本人の障害特性やそれを支援する家族の状況等を総合的に勘案して、必要な日数や時間数を支給決定している市町村もあり、その格差が著しい状況にあることから、私たちは、当事者が立ち上げた法人として、あくまでも利用者のサイドに立った姿勢を貫き、地域自立支援協議会や障害者団体協議会などの運動団体と協働して、この制度の円滑な推進と平準化に向けて市町村に求めていく所存であります。

